

令和5年度旭川市指定特定施設入居者生活介護事業者等指定候補者募集要領

1 趣旨

第8期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護保険法（平成9年法律第123号）第70条及び第115条の2の規定による指定特定施設入居者生活介護事業者及び指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者（以下「指定特定施設入居者生活介護事業者等」という。）の指定を受けようとする法人（以下「指定候補者」という。）の募集に関し必要な事項を定めるものとする。

2 内容

(1) 床数

混合型特定施設入居者生活介護 201床

なお、特定施設入居者生活介護の居室定員は1人です（夫婦で利用の居室を除く。）。

(2) 対象

ア 既存の有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅の指定

老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条に規定する有料老人ホーム（以下「有料老人ホーム」という。）又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条に規定するサービス付き高齢者向け住宅（以下「サービス付き高齢者向け住宅」という。）のうち、有料老人ホームに該当するもの（以下「有料老人ホーム等」という。）であって、その定員の全てについて指定特定施設入居者生活介護事業者等の指定を受けようとする法人。

イ 特定施設入居者生活介護事業所の創設

有料老人ホーム等を創設するものであって、その定員の全てについて指定特定施設入居者生活介護事業者等の指定を受けようとする法人。

※ 同一法人において区分ア・イの双方に応募することは可能ですが、同一法人における応募可能床数の合計は、(1)の床数を上限とします。

(3) 指定候補者の有効期間

指定の有効期間の始期が、令和7年4月1日までの指定を受けるものに限り有効とします。指定申請については旭川市の関係部局と打合せの上で申請してください。

(4) 募集期間

令和5年9月1日（金）から令和5年10月6日（金）まで

3 参加資格要件

参加資格要件は、次の全てを満たす法人とします。

(1) 有料老人ホームにあつては、2-(2)の整備に係る事業開始日までに事業開始の届出を行っていること。

サービス付き高齢者向け住宅にあつては、2-(2)の整備に係る事業開始日までに事業開始の報告を行っていること。

(2) 介護保険法第70条第2項各号及び第115条の2第2項各号に該当する者でないこと。

(3) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。

(4) 旭川市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年旭川市条例第29号）に規定する指定特定施設入居者生活介護の基準及び旭川市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防

のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成25年旭川市条例第32号）に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護の基準における設備に関する基準を満たしていること（様式4「特定施設入居者生活介護設備基準チェックシート」に示す基準を満たすこと）。なお、耐火建築物及び準耐火建築物でない木造の有料老人ホームであって、2階建て以上の構造を持つものは、当該基準に適合しないため参加できません。

- (5) 指定の有効期間の始期が、令和7年4月1日までの指定特定施設入居者生活介護事業者等の指定が受けられる見込みがあること。
- (6) その他指定特定施設入居者生活介護事業及び指定介護予防特定施設入居者生活介護事業を実施するに当たり、関係法令に照らし必要な要件を備えた法人が運営するものであること。
- (7) 当該法人・事業所に市税（法人市民税、事業所税及び固定資産税（特別区にあっては、法人住民税、法人事業税及び固定資産税）並びに消費税及び地方消費税）の滞納がないこと。

4 応募書類

(1) 内容

ア 様式1「指定特定施設入居者生活介護事業者及び指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者指定候補者応募申請書」

イ 様式2「誓約書」

ウ 様式3「各室面積一覧表」

エ 様式4「特定施設入居者生活介護設備基準チェックシート」

オ 法人代表者の経歴

カ 過去3事業年度分の法人の財務状況に関する書類（資金収支計算書、貸借対照表等）

※ 法人の設立時期により、過去3事業年度分の書類が提出できない場合は、設立年度以降の分を提出してください。

キ 本応募に係る施設整備等の費用（建物や土地の確保、主な備品の購入費及び開設までの人材確保や給与等）についての財源内訳（自己資金、借入、補助等の区分に分けて整理したもの）の予定表

※ 借入を行う予定の場合は、借入及び利息の予定額についての返済計画がわかる書類も提出してください。

ク 位置図、平面図及び建物求積図（廊下幅及び各室の面積がわかるもの）

ケ 土地・建物の登記事項証明書、賃貸借契約書（写）、建築確認申請書（写）、建築確認済証（写）及び消防設備等検査済証（写）等（所有・賃借している場合に限る。）

コ 設置する消火設備等の台帳

サ その他 必要に応じて関係書類を添付することを可とします。

シ ア、ウ及びエのデータ（ファイルの形式を変換せず、そのまま提出すること。）

(2) 提出期限

令和5年10月6日（金） 午後5時まで

(3) 提出部数

上記応募書類をフラットファイルにつづり、4(1)に示す各項目に対応したインデックスを貼付した上で、正本1部、副本8部を提出してください。

(4) 応募書類の配付

旭川市ホームページからダウンロードしてください。

(5) 提出先

旭川市福祉保険部長寿社会課窓口（旭川市6条通9丁目 旭川市総合庁舎2階14番窓口）に持参してください。提出いただく際に、提出書類の形式的な審査を行いますので、郵送での応募書類の提出はできません。また、ファックス等での提出もできません。

なお、4(1)シの提出先メールアドレスは次のとおりです。

chojushakai@city.asahikawa.lg.jp

(6) 提出された応募書類の修正等

提出された応募書類の修正，変更はできません。ただし，本市から修正を求めた場合はこの限りではありません。

(7) 注意事項

ア 費用負担

応募書類提出に要する費用は，全て応募者の負担とします。

イ 応募者の失格

応募に関し，次のいずれかに該当した場合は，失格とします。

(ア) 参加資格要件を満たさない応募をしたとき。

(イ) 応募書類を期限内に全て揃えられなかったとき。

(ウ) 応募書類に虚偽の記載があったとき。

(エ) (1)エ「特定施設入居者生活介護設備基準チェックシート」に記載されている基準を満たしていないとき。

ウ 応募書類の返却

提出された応募に関する全ての書類は，返却しません。

エ 同一法人が複数の事業所に係る応募を行う場合

応募書類は，事業所毎に提出してください。

5 応募時の留意事項

(1) 4(1)エ「特定施設入居者生活介護設備基準チェックシート」に記載されている基準を満たしていること確認し，応募してください。

提出資料の内容等により基準を満たしていないことが判明した場合，当該事業所は失格となります。（選定の対象外となり，採点は行いません。）

(2) 関係法令の遵守について

施設の整備計画は，老人福祉法，介護保険法，都市計画法（昭和43年法律第100号），建築基準法（昭和25年法律201号），消防法（昭和23年法律186号）その他の関係法令を遵守するものとし，必要に応じて関係機関と事前に協議の上，計画を策定してください。

(3) 指定候補者からの辞退について

指定候補者として選定後に辞退をすることは，本市の施設整備計画に大きな支障をきたしますので，確実に実施可能と見込まれる整備計画を策定した上で，応募してください。

なお，指定候補者として選定された後に辞退した場合，その理由等によっては，一定期間，本市における高齢者福祉施設の募集に対し応募することを禁止することがあります。

(4) 整備に係る補助金について

事業所の新築，増築又は増改築を行う場合，北海道から本市に交付される交付金を活用して実施する補助金の交付対象となりますが，令和5年度分の申請は終了しています。補助金の交付決定前の着工は補助対象外となりますので，補助金の交付を受けて整備を行う場合は，令和6年度に入ってから着工となります。

なお，補助金受領後の事業廃止や別事業への転用等を行う場合，原則補助金の返還が必要となります。

参考

① 地域密着型サービス等整備助成事業（定員29人以下の特定施設入居者生活介護事業所等の創設，増床，改築及び増改築が対象）

令和5年度交付基準額4,880千円×整備床数

- ② 介護施設等の施設開設準備経費支援事業（創設、増床、改築及び増改築を行う特定施設入居者生活介護事業者等の備品購入等が対象）

令和5年度交付基準額914千円×定員数

- ※ 申請事業者数等により減額や不採択となる場合があるほか、令和6年度は同補助が実施されない可能性もあります。

6 質問の受付

本募集に関する質問は、令和5年9月15日（金）午後5時まで受け付け、質問に対する回答は、令和5年9月22日（金）に本市ホームページに掲載します。

質問は別紙「質問票」を用いることとし、持参、郵送、ファックス、電子メールに限り受け付けます。募集期間外の質問、電話及び面談での質問は受け付けないこととし、これに反した場合、この募集に関し失格とすることがあります（質問票持参時は窓口職員に渡してください）。

なお、次に掲げる事項については、法人として十分承知し、本募集に応募するものと考えますので、これらに関する質問にはお答えしません。

- (1) 「旭川市有料老人ホーム設置運営指導指針」に規定する有料老人ホームの基準に関すること。
- (2) 旭川市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例に規定する指定特定施設入居者生活介護の基準及び旭川市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護の基準に関すること。

7 選定

- (1) 選定方法

別紙「第8期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に係る旭川市指定特定施設入居者生活介護事業者等指定候補者選定要領」に基づき選定します。

- (2) 説明会及びヒアリング

本募集に関する説明会及びヒアリングは実施しません。

- (3) 選定結果の通知

選定結果は、応募者に郵送で通知します。

- (4) 選定結果の公表

選定の結果、指定候補者となった応募者については、本市ホームページで公表し、それ以外の応募者については公表しません。

なお、選定結果の公表は、令和5年12月を予定しています。

- (5) 応募者の失格

次のいずれかに該当する場合、応募者を失格とします。

ア 応募に際して信義に反する行為又は選考の公平性に影響を与える行為があったとき。

イ 募集開始から選定結果公表までの期間、本件業務に直接従事又は関係する本市職員又は旭川市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会委員に対し、不正な行為又は不正を疑われるような行為（接触）をしたとき。

8 選定後

- (1) 床数の変更の禁止

指定候補者として選定から事業者指定までの間、本募集時の床数を変更することは、相当

な理由がない限り認めません。

(2) 指定候補者の権利譲渡等の禁止

指定候補者として選定後、指定候補者としての権利は、第三者に譲渡等することはできません。

(3) 選定後の取消し

次のいずれかに該当する場合、指定候補者としての選定を取り消します。

ア 選定された指定候補者が自ら候補を辞退するとき。

イ 指定候補者の決定後に、7(5)に該当することが判明したとき。

ウ 計画書において提案した内容を実行することが不可能となったとき、又は不可能と見込まれたとき。

エ 指定候補者の決定後、指定について市の指導に従わないとき。

オ 指定候補者の計画に、選定後事情の変化により重大な不備のあることが判明したとき。

(4) その他

指定候補者となった応募者は、介護保険法に基づく指定事務を行う旭川市福祉保険部指導監査課と協議し、開設までの準備を進めることとなります。

事業を計画するに当たっては、選定結果の公表後の令和5年12月以降に介護保険法に基づく指定申請等ができるものとしてお考えください。

特定施設入居者生活介護の利用者は、居宅療養管理指導を除く他の居宅サービス・地域密着型サービスを受けることができません。福祉用具貸与等が必要な場合は事業者の費用負担による提供となります。

9 問合せ先

担当部課

〒070-8525 旭川市6条通9丁目旭川市総合庁舎2階

旭川市福祉保険部長寿社会課地域包括ケア推進係

電話 0166-25-9797

ファックス 0166-29-6404

電子メール chojushakai@city.asahikawa.lg.jp

担当 高島